

令和元年 10 月

カード規定等の一部改正について

福井県 J Aバンク

福井県 J Aバンクでは、令和元年 11 月 1 日よりカード規定等の一部改正を行いますので、お知らせいたします。

福井県 J Aバンクでは、今後ともお客さまサービスの向上につとめてまいります。

【対象となる規定】

- ① カード規定
- ② I Cカード規定
- ③ J Aカード（一体型）規定

【改正内容】

以下の内容を規定に追記いたします。

- ① 自動化機器（A T M）で、通帳による入金が県外農協の A T Mにおいても可能となる旨を記載いたします。
- ② クレジット機能を定めた会員規約名称に係る記載を変更いたします。

【改正実施日】

令和元年 11 月 1 日（金）

※ 一部改正後の規定につきましては、既にお取引のあるお客様にも適用いたします。